

松戸市公園整備ガイドライン《案》 概要版

令和〇年〇月

序章 公園整備ガイドライン策定の背景と目的

松戸市(以下、「本市」とする)の都市公園等の整備状況は、令和6年度未現在、404か所、173.09haで、人口で除した住民1人当たりの公園面積は3.46m²/人となっています。都市公園法で定められた住民1人当たりの都市公園面積5m²/人以上(市街地)及び10m²/人以上(全域)には及びません。本ガイドラインは、都市づくりの方向性や地域の特性を踏まえながら、都市公園等の不足地域での新規整備や長期未着手都市計画公園の整備のあり方等を含めた、都市公園等の適正配置に関する方針の策定を行うものです。なお、本ガイドラインは今後の人団動向や社会情勢を考慮して、必要に応じて見直しを行うものとします。

第1章 松戸市の公園の現状・課題

1. 公園空白地域の現状・課題

本ガイドラインでは、「公園整備の必要性が高い区域」を「公園空白地域」と定義します。「居住誘導区域のうち、既存の都市公園の誘致圏外の区域とする」「計画的な面整備等により公園配置が充足する区域を除外する」「身近な公園の配置の必要性や配置の効果がより高い区域に絞る」という条件の下、以下の16の地域を公園空白地域とします。

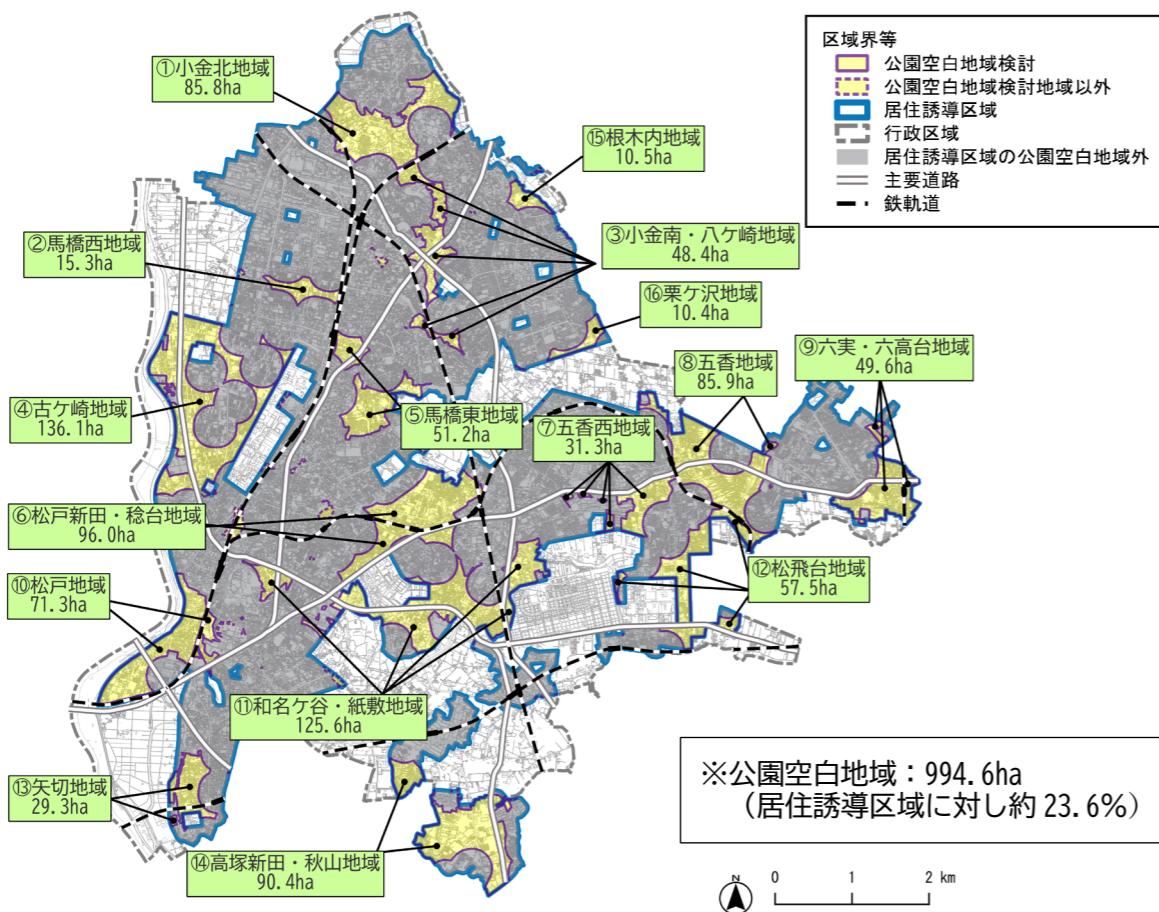


図 公園空白地域の分布状況とエリア区分

2. 長期未着手都市計画公園の現状・課題

本市の都市計画公園のうち、長期未整備となっている都市計画公園は8ヶ所あり、うち5ヶ所は未整備、3ヶ所は一部開設済みとなっています。

第2章 公園整備の基本的な考え方

1. 公園空白地域の解消

(1) 公園空白地域の解消の考え方

- ①公園整備の必要性に係る客観的な指標により、公園整備の優先度が高い公園空白地域を抽出する
- ②公園空白地域のうち、人口が増加している地域や公園整備に係る地域要望が多い地域、地域の課題解決に資する地域を、公園整備の優先度が高い地域とする
- ③公園空白地域の解消にあたり、複数公園の複合利用や今後整備予定の公園を考慮した上で、より公園整備の必要性が高い公園空白地域を抽出する

(2) 公園空白地域の整備優先度の評価

必要性・緊急性の観点から公園空白地域における公園整備の優先度を評価し、3ランクに区分します。

表 公園空白地域における公園整備の優先度

順位	公園空白地域	公園整備の優先度
1	古ヶ崎	ランク1(非常に高い)
2	松戸新田・稔台	ランク1(非常に高い)
3	六実・六高台	ランク1(非常に高い)
4	松戸	ランク1(非常に高い)
4	矢切	ランク1(非常に高い)
6	馬橋東	ランク1(非常に高い)
7	小金北	ランク2(高い)
8	高塚新田・秋山	ランク2(高い)
8	五香	ランク2(高い)

順位	公園空白地域	公園整備の優先度
10	松飛台	ランク3
11	馬橋西	ランク3
12	小金南・八ヶ崎	ランク3
12	和名ヶ谷・紙敷	ランク3
12	根木内	ランク3
15	五香西	ランク3
16	栗ヶ沢	ランク3

2. 長期未着手都市計画公園の見直しの考え方

- ①中長期的な用地確保の確度の点から、隣接・近接する公共用地の区域に合わせて都市計画公園区域を変更する
- ②公園空白地域の解消に向けた整備方針で、長期未着手都市計画公園の整備に繋がる場合は整備優先度について考慮する

3. 公園整備の実現に向けた方針

(1) 都市レベルでの公園整備の方針

公園整備の目標

整備の必要性や整備効果の高い地域での「選択と集中」による整備により、市街地内における1人あたり公園面積5m²/人の達成を目指す

公園整備の考え方

- ①整備効果の高い区域のうち、整備の必要性の高いランク1の公園空白地域を優先して都市公園の整備を目指す
- ②住民に身近な街区公園を優先して確保
- ③街区公園の整備にあたっては、都市公園としての機能発揮がしやすい一定規模以上の面積を確保
- ④生産緑地や1,000m²未満の街区公園など、地域により活用可能な資源の有効活用による、公園の整備を目指す
- ⑤公園整備の実現性を高めるため、公園整備財源や用地確保の方法を工夫する

(2) 地域レベルでの公園整備の方針

1) 地域資源の活用

地域資源を活用した公園整備を行うこととし、以下3つのパターンで用地の確保を図ります。

表 公園用地を確保するための地域資源の活用

パターン	整備内容
小規模公園活用型	1,000 m ² 未満の公園が多く立地しており、これらの拡張整備を優先することにより、空白地域のエリアの解消を図るもの
生産緑地活用型	公園空白地域の解消に資する位置に生産緑地が位置しており、生産緑地の確保を優先することにより、空白地域の解消を図るもの
新規用地確保型	新たな公園用地の確保により、空白地域の解消を図るもの

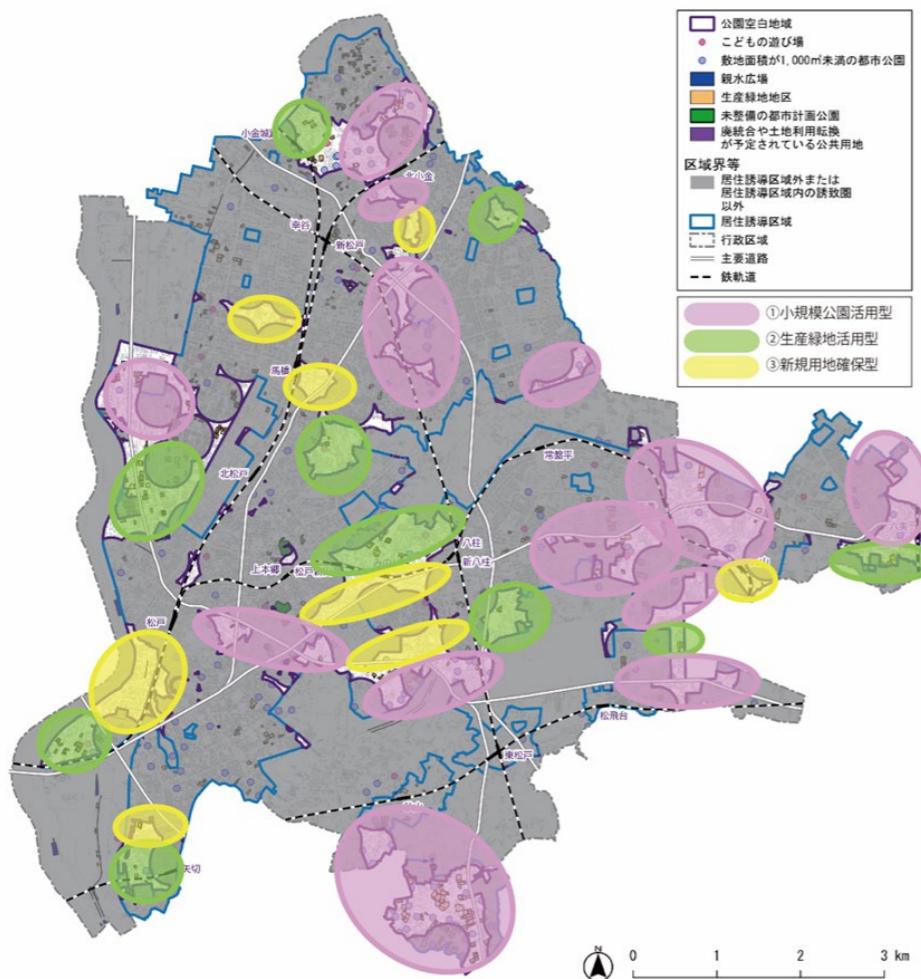


図 公園用地を確保するための地域資源の活用

2) 地域課題に応じた公園機能の確保

地域の特性や課題に応じて、「区域の防災性向上」「子どもの遊び機能の確保」等を見据えた公園整備を進めていきます。

表 公園機能に係る整備方針

整備方針	整備内容
区域の防災性向上	旧耐震基準の建築物が比較的多い区域において、火災時の延焼防止や災害時の一時避難場所等の、区域の防災性向上に資する機能の公園を整備するもの
子どもの遊び機能の確保	人口が増加かつ年少人口が多い区域において、子どもの遊び機能を有する公園を整備するもの

3) 2段階での評価による効果的な整備

16箇所ある公園空白地域の整備優先度を踏まえ、各地域内における公園設置候補地を抽出し、実現性和熟度を考慮することで、市民への説明責任を果たしつつ、公園整備の実現性の向上を目指します。

1. 公園空白地域に対する評価（第2章1参照）

■ 公園空白地域における、公園整備の必要性の検討

公園空白地域の整備優先度を評価し、ランク1(非常に高い)～ランク3に区分

2. 公園空白地域内の公園設置候補地に対する評価

整備優先度が高い公園空白地域において公園設置候補地を抽出し、以下の観点で評価を行い、実現性・熟度の高い候補地を決定する

■ 公園整備の実現性

→「アクションプラン」を作成
(第3章 参照)

第3章 今後の公園整備に向けて

公園設置候補地の抽出や公園整備の実現性・熟度の評価を行う「アクションプラン」を作成し、以下の手順で公園設置候補地に関する検討を行います。

① 公園設置候補地を抽出

…公園空白地域内の活用可能な資源や、土地利用状況や周囲の公共施設との連携の可能性等を考慮した上で、整備の実現性が高い候補地を抽出する

② 公園設置候補地における公園整備の実現性・熟度を評価

…公園空白地域や長期未着手都市計画公園等を踏まえた整備の実現性の観点から評価する

③ 公園設置候補地の整備優先度を設定

図 公園整備に向けたアクションプランの検討フロー

第4章 官民連携による公園整備・管理運営

今後の公園整備や管理運営では、従来の行政による運営体制に加え、官民連携のもと地域の要望や地域資源を活かしながら公園整備や管理運営を行うことができる体制の構築を目指します。

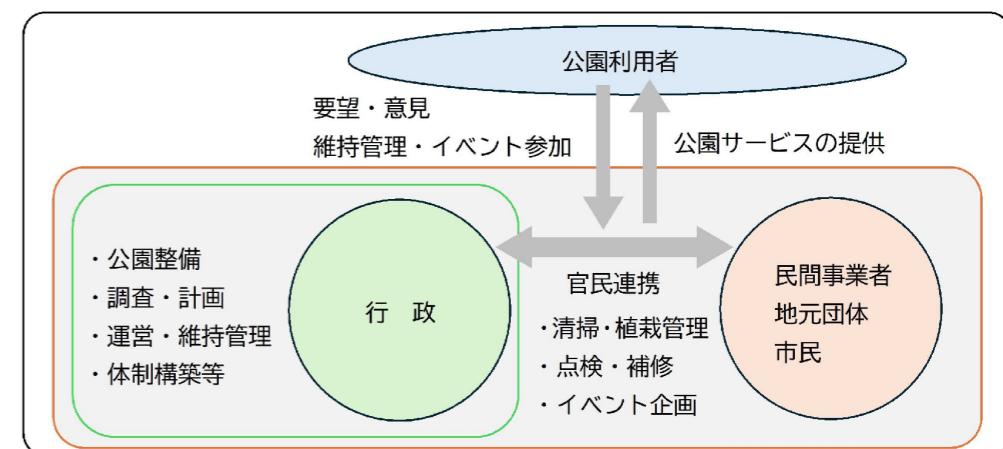


図 官民連携の体制イメージ